

高崎駅地区 地区計画の内容

名 称	高崎駅地区 地区計画	
位 置	高崎市 八島町、旭町、下和田町、栄町の各一部	
面 積	約 11.3 ha	
地区計画の目標	<p>中心市街地の核となる高崎駅は、鉄道駅としてのターミナル機能のほか、商業機能や宿泊機能を備えた複合施設となっており、群馬県最大の集客施設となっている。今後の駅周辺における都市機能の充実や北陸新幹線の金沢市延伸に伴うビジネス、観光などの取り組み強化により、来街者の大幅な増加が見込まれ、高崎駅の重要性はますます大きなものとなる。そのため都心拠点として賑わいのある商業機能高めるとともに、高次都市機能の整備、集積を図り、交流拠点として土地利用の高度化を図ります。</p>	
区域の整備 開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区の高崎駅は、商業機能や宿泊機能を備えた複合施設となっており、群馬県最大の集客施設となっている。今後の都市機能の充実やビジネス、観光などの取り組み強化により、来街者の大幅な増加が見込まれ、高崎駅の重要性はますます大きなものとなることから、都市型の駅形成を目指します。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区内の健全な環境整備を促進し、合理的な都市空間を形成するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業施設等の立地を制限します。また、地区内の景観を損なわないよう、建築物の屋根や外壁の色彩は落ち着いたものとし、建築物を利用して設置する屋外広告物は、まちなみとの調和に配慮したものとします。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>建築物の用途は用途地域の制限を受けるものに加え、次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自動車教習所 (2) ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 射的場、勝馬投票券発売所等 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の外壁及び屋根の色は、周囲との調和のとれた落ち着いた色彩のものとする。 (2) 建築物等を利用して設置する屋外広告物は自家用のものに限るとし、屋上広告物を設置する場合は、その形態を縦長のものとしてはならない。 (3) 建築物等を利用して設置する袖看板は、建物一面につき縦一列としなければならない。 (4) 建築物等を利用して設置する屋上広告物及び建築物等に表示する壁面広告物は、一壁面における屋上広告物と壁面広告物の表示面積の合計が当該壁面面積の1/4以下、かつ50㎡以下としなければならない。 (5) 鉄道敷に設置する広告塔・広告板及び案内板いわゆる野立て広告物等は設置してはならない。ただし、自家用及び公共的なものについては、この限りではない。 ※プラットホーム及びそれに対し設置される広告物は除く。 (6) 屋外広告物は蛍光塗料などけばけばしい色彩の塗料を使用してはならず、発光を伴うものは連続して動光等が変化しないものとする。

高崎駅地区

(都) 旭栄町線



高崎駅西口周辺地区
地区計画区域

高崎駅イーストサイド地区
地区計画区域

高崎駅地区

平成26年10月31日決定
平成29年 5月 1日変更

(都) 競馬場通り線

